

介護制度の変遷

1956 年	家庭養護婦派遣事業（長野県の複数市）	
1958 年	臨時家政婦派遣事業（大阪市）	
1962 年	老人家庭奉仕員派遣制度	
1967 年	身体障害者家庭奉仕員派遣制度	
1970 年	心身障害者児家庭奉仕員派遣制度	
1974 年	盲人ガイドヘルパー派遣事業	
1977 年	重度脳性マヒ者介護人派遣事業	
1981 年	脳性マヒ者等ガイドヘルパー派遣事業	
1986 年	全身性障害者介護人派遣事業（大阪市） 身体介護（51h）・家事援助（51h）・外出支援（51h） 18 歳以上の障害等級 1 級のみ	
？？？年	ホームヘルプサービス（措置） 身体介護・家事援助・通院介助→78h/月	障害等級 3 級でも利用可
1987 年	介護福祉士及び社会福祉士法施行	
1990 年	家庭奉仕員→ホームヘルパー	
1997 年 9 月	難病患者等ホームヘルプサービス事業	
2000 年	知的障害者ガイドヘルプサービス	
2000 年 4 月	介護保険法施行	
2002 年 4 月	精神障害者居宅介護等事業	
2003 年 4 月	支援費制度（身体・知的・児童） 居宅介護（身体介護・家事援助・通院介助）・日常生活支援・外出介護	
2005 年 4 月	強度の行動障害のある知的障害者への外出支援として行動援護の新設	
2006 年 4 月	障害者自立支援法施行（身体・知的・精神） 障害福祉サービス（国の事業） 居宅介護（身体介護・家事援助・通院介助）・重度訪問介護・行動援護・通院乗降介助 地域生活支援事業（市町村の事業） 移動支援	
2008 年 10 月	大阪市重度障がい者等入院時コミュニケーションサポート事業開始	
2012 年 4 月	介護従業者の喀痰吸引（痰吸引・経管栄養）が可能に（資格必要）	
2013 年 10 月	視覚障害者の移動支援が、同行援護として障害福祉サービスへ	
2013 年 4 月	障害者総合支援法施行（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律） 難病患者のヘルパー利用（2015 年 7 月より 332 種類が対象）	
2014 年 4 月	知的障害者・精神障害者の重度訪問介護開始	
2018 年 4 月	障害者総合支援法改正 ・高齢がい者に対する「共生型」創設 ・重度訪問介護に新人同行支援単価創設 ・重度訪問介護（区分 6）を常時利用者は入院時利用可能に	